

2026年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定

※下線部：変更箇所

2026年規定	2025年規定
<p>第1条 目的 (略)</p> <p>第2条 適用規則 JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル競技は、「FIA国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその細則 (本規定ならびにスピード競技開催規定を含む)、<u>2026年</u> (以下「当該年」という。) 日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定 (第1章および第2章を除く) ならびに当該競技会特別規則」が適用される。</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>第5条 参加車両 当該年度日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条「参加車両」と同一とする。ただし、P車両については<u>2026年</u>全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第2条「参加車両」4) に従った改造や取付けが認められる</p> <p>第6条 クラス区分 1. JAFカップオールジャパンジムカーナ 当該年度日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第12条1. 1) に下記クラスを加え<u>12クラス</u>で構成される。 クラスWomen：2輪駆動 (FF/FR) のPN車両 2. (略)</p> <p>第7条～第13条 (略)</p>	<p>第1条 目的 (略)</p> <p>第2条 適用規則 JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル競技は、「FIA国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその細則 (本規定ならびにスピード競技開催規定を含む)、<u>2025年</u> (以下「当該年」という。) 日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定 (第1章および第2章を除く) ならびに当該競技会特別規則」が適用される。</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>第5条 参加車両 当該年度日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条「参加車両」と同一とする。ただし、P車両については<u>2025年</u>全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第2条「参加車両」4) に従った改造や取付けが認められる</p> <p>第6条 クラス区分 1. JAFカップオールジャパンジムカーナ 当該年度日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第12条1. 1) に下記クラスを加え<u>10クラス</u>で構成される。 クラスWomen：2輪駆動 (FF/FR) のPN車両 2. (略)</p> <p>第7条～第13条 (略)</p>

第14条 JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルの開催日程と申請手続き

JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルを組織しようとする者は、カレンダー登録申請時に、次に定める方法で申請しなければならない。

1. 申請手続き

1) JAFカップオールジャパンジムカーナ

開催日程：当該年の10月最終週末～11月第2週末（前後日を入れて2日間開催も可）

申請期間：前年の7月15日迄に申請すること。

2) JAFカップオールジャパンダートトライアル

開催日程：当該年の10月最終週末～11月第2週末（前後日を入れて2日間開催も可）

申請期間：前年の7月15日迄に申請すること。

2. ～3. (略)

第15条～17条 (略)

第18条 本規定の施行

本規定は2026年1月1日から施行する。

ただし、第8条および第14条については、2025年6月1日から施行する。

以上

第14条 JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルの開催日程と申請手続き

JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルを組織しようとする者は、カレンダー登録申請時に、次に定める方法で申請しなければならない。

1. 申請手続き

1) JAFカップオールジャパンジムカーナ

開催日程：当該年の10月最終週末～11月第2週末（前後日を入れて2日間開催も可）

申請期間：前年の7月15日迄にJAF各地方本部に直接申請すること。

2) JAFカップオールジャパンダートトライアル

開催日程：当該年の10月最終週末～11月第2週末（前後日を入れて2日間開催も可）

申請期間：前年の7月15日迄にJAF各地方本部に直接申請すること。

2. ～3. (略)

第15条～17条 (略)

第18条 本規定の施行

本規定は2025年1月1日から施行する。

ただし、第8条および第14条については、2024年6月1日から施行する。

以上